

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

1. 事業の目的と編成の趣旨

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の下、被用者保険の適用者以外の者を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としている。

以前は、住民に身近な行政主体である市町村により運営されていたが、低所得者や高齢者などを多く抱えるという構造上の問題から、保険税の負担能力が低い一方で医療費が高い傾向にあり、財政運営が大変厳しい状況にある小規模保険者が多数存在していることから、平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村国民健康保険財政の安定が図られている。

この制度改正により、市町村国民健康保険特別会計の主な歳入歳出項目に係る見込額については、都道府県が推計することとなっているため、その通知額に基づき本町の国民健康保険特別会計予算を編成する。

（予算編成の基本部分）

兵庫県が県全体の保険給付費を推計し、県特別会計において公費や拠出金等の歳入歳出計算を行った上で、不足する額を国民健康保険事業費納付金として各市町に対して納付を求める。各市町においては、示された納付金額に基づき、保健事業費などの市町の裁量により計上可能な歳出や、市町特別会計で収入する交付金等を加減算した上で、納付金の納付に必要な額を国保税として賦課徴収する。

また、各市町の保険給付費の財源は、財政の責任主体である県が確保するため、市町特別会計においては、歳出の保険給付費のうち任意給付に係るものを除き、全て県から交付される。

被保険者数は、令和 8 年度の当初予算では一般被保険者を 3,120 人（令和 7 年度当初 3,254 人）と見込んでいる。

2. 予算総額 20 億 2,564 万 2 千円（対前年 △990 万 4 千円減、△0.5%減）

3. 制度改正に関すること

令和 8 年度から子育て世帯を支える新しい分かちあい・連帯のしくみとして、少子化対策に受益を有する全世代が医療保険の保険料とあわせて「子ども・子育て支援金」を拠出する。なお、賦課限度額は 3 万円となる。

令和 8 年度税制改正において、国保税の基礎賦課額に係る賦課限度額については、現行の 66 万円から 67 万円に 1 万円引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額分については、現行の 26 万円に据置き、介護納付金賦課額分は現行の 17 万円に据置かれ、合計限度額は 110 万円となる改正が予定されている。

また、低所得者を対象とした応益割軽減について、物価上昇等の影響により軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、経済動向等を踏まえて、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準の引き上げを予定している。

4. 歳入に関すること

(1) 基金繰入金

基金繰入金については、令和12年度に予定されている各市町の保険料(税)率の完全統一実施に伴い、単年度当たりの被保険者の負担が急激に増加しないよう適切かつ効率的な運用を図るとともに、将来的に持続可能な国保財政の運営を見据え、基金保有額(残高)等を勘案しつつ242万8千円(予備費分のみ)を計上する。この結果、令和8年度末の基金残高見込額は約4,850万8千円となる。

(2) 国保税

財政運営の責任主体は兵庫県となったが、国保税の賦課徴収については従来どおり町が行う。

県が示す国民健康保険事業費納付金の額に基づき算出し、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金分をそれぞれ計上する。

令和8年度においては、対前年△158万3千円減の3億2,985万4千円を計上し、一般被保険者1人当たり国保税は、13万705円(前年度当初12万5,387円)で対前年比4.2%増を見込んでいる。

(3) 県支出金(保険給付費等交付金 普通交付金、特別交付金)

普通交付金については、県が示す額に基づき、歳出の保険給付費のうち任意給付等に係るもの(交付金対象外分)を除いた額を計上する。

特別交付金については、予防・健康づくりや医療費適正化等の努力を行う被保険者に対し交付される被保険者努力支援分のほか、特別調整交付金分、県繰入金分、特定健康診査等負担金分があり、それぞれ県が示す額を計上するとともに、特定健康診査等負担金分については対象事業費見込額より算出した額を計上する。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの増により、対前年443万3千円増(2.9%増)の1億5,559万1千円を計上する。

また、出産育児一時金繰入金については、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を負担する「出産育児交付金」が令和8年度から全面的に導入されることに伴い、廃止する。

5. 歳出に関すること

(1) 保険給付費

保険給付費は、任意給付である結核医療付加金等を除き、県が示す額を計上する。

令和8年度保険給付費については、県全体での令和7年推計値に、令和3年から令和6年の3か年平均伸び率を乗じた額で推計された保険給付費が見込まれている。

(2) 国民健康保険事業費納付金

県が算定し示す額に基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、令和8年度から追加となる子ども・子育て支援金分にそれぞれ区分し計上する。

なお、納付金算定において、各市町の医療費水準を反映させない算定方式の統一に加え、医療費・所得・収納率に関する個別公費等（財政安定化支援事業、出産育児一時金繰入金、保険者支援制度、過年度収入）を県全体で相互扶助する方式が導入されている。

さらに、令和8年度においては、個別公費（保険者努力支援制度、特定健診負担金、県2号繰入金、国特別調整交付金、地方単独事業による波及増繰入金）及び個別経費（保険事業、直診勘定繰出金、特定健診に要する費用、条例減免、任意給付）において、それぞれ80%を相互扶助した算定となっている。

また、個別公費、個別経費の相互扶助による負担増の影響を軽減するため、県基金を活用した個別の支援策が講じられている。

(3) 保健事業費

保健事業については、「第4期香美町国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び「第3期データヘルス計画」を策定し、これに基づき実施している。

特定健康診査受診率及び特定保健指導率の向上を目指し、保健事業を推進するための費用を計上する。

なお、保健事業の取組や成果により、特別交付金（保険者努力支援分、特定健康診査等負担金）が県から交付される。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

1. 佐津診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、佐津診療所の運営に係る経費を計上する。

令和8年度は、前年度と同様に週3日(月・火・水(午前))の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 4,800万円（対前年 △20万円減、△0.4%減）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△166万9千円減の1,504万7千円を計上する。
- ・県の医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援として、県支出金17万円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、378万4千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れについて、交付税分710万円、単年度の赤字解消分1,773万9千円、公債費（過疎債）分44万9千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週3日(月・火・水(午前))の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、看護師2、事務員2としている。
- ・老朽化により更新が必要となった高圧受電設備に係る工事請負費155万1千円を計上する。
- ・レセプトコンピュータのリース契約満了に伴い、更新が必要となる診療所用医事システム導入に係る委託料308万円を計上する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

2. 兎塚・川会診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚診療所及び川会診療所の運営に係る経費を計上する。

令和8年度は、前年度と同様に週3日（兎塚2日、川会1日（いずれも半日））の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 2,950万円（対前年 △400万円減、△11.9%減）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△80万4千円減の765万3千円を計上する。
- ・県の医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援として、県支出金34万円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、157万6千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れについて、交付税分1,420万円、単年度の赤字解消分406万4千円、公債費（過疎債）分48万5千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週3日（兎塚2日、川会1日（いずれも半日））の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、看護師2、事務員1としている。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

3. 小代診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、小代診療所の運営に係る経費を計上する。

令和8年度は、前年度と同様に週5日（うち週2日は半日）の診療体制を基本とし、小児科の診療は、月に2度の半日、公立香住病院医師の診療応援により開設する。診療に必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 1億4,490万円（対前年 △120万円減、△0.8%減）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、被保険者の減少による報酬の減収を見込み、対前年△442万4千円減の8,505万7千円を計上する。
- ・県の医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援として、県支出金17万円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、1,197万7千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れについて、交付税分710万円、単年度の赤字解消分3,327万5千円、公債費（過疎債）分379万9千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週5日（うち週2日は半日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、看護師2、事務員2としている。
- ・月に2度の半日を公立香住病院医師の診療応援により小児科を開設するため、医師診療委託料145万2千円、旅費費用弁償5万4千円を計上する。
- ・レセプトコンピュータのリース契約満了に伴い、更新が必要となる診療所用医事システム導入に係る委託料198万円を計上する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

4. 兎塚・川会歯科診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚歯科診療所及び川会歯科診療所の運営に係る経費を計上する。

令和8年度は、前年度と同様に兎塚歯科が週3日、川会歯科が週2日の計週5日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は財政調整基金からの繰入金を計上した予算編成としている。

また、村岡区における持続可能な歯科診療体制の確立のため、令和10年度内の開設を目指し、新たな歯科診療所の整備を進める。

(2) 予算総額 1億4,790万円（対前年6,620万円増、81.0%増）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△83万3千円減の6,781万6千円を計上する。
- ・県の医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援として、県支出金34万円を計上する。
- ・歯科医師住宅の新築に係る医療施設等整備費補助金として、県支出金1,340万円を計上する。
- ・村岡区における新たな歯科診療所整備事業に係る設計委託料及び工事請負費について、過疎対策事業債5,440万円を計上する。
- ・財政調整基金繰入金は、歳入不足分として830万5千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週5日（兎塚3日、川会2日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、歯科医師1、事務員1、歯科衛生士4、歯科助手1としている。
- ・村岡区における新たな歯科診療所整備事業に伴い、建設予定地にある既設建物撤去に係る設計監理業務、医師住宅建築に係る設計監理業務及び歯科診療所整備工事実施設計業務における委託料1,060万4千円、既設建物撤去及び医師住宅建築工事請負費5,722万5千円を計上する。

後期高齢者医療保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

若い世代が高齢者を支え、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。

2年ごとの保険料率の改定や、子ども・子育て支援納付金の導入に伴い、保険料は増額となっており、保険料負担金、保険基盤安定負担金を後期高齢者医療広域連合に納付する予算編成としている。

2. 予算総額 4億3,091万4千円（対前年4,746万5千円増、12.4%増）

3. 制度改正に関すること

- (1) 保険料率は、2年ごとに改定されることとなっており、令和8・9年度は、所得割率10.77%（△0.47ポイント減）、均等割額5万8,427円（5,636円増）、賦課限度額85万円（5万円増）を予定している。

※（ ）内は、令和7年度との比較

- (2) 令和8年度から子ども・子育て支援納付金が導入され、医療保険料と合わせて賦課、徴収する。子ども・子育て支援金制度は、少子化対策のための特定財源として令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築され、令和8年度は、所得割率0.24%、均等割額1,351円、賦課限度額2万1千円となっている。

- (3) 低所得者を対象とした均等割軽減について、物価上昇等の影響により軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて、5割軽減、2割軽減の判定所得基準の引き上げを予定している。

また、7割軽減の対象者については、令和8・9年度は各広域連合の判断により、均等割保険料（医療分）を更に0.2割軽減とすることが可能であると国から示され、兵庫県では7.2割軽減を適用することとしている。

- (4) 高額療養費制度の見直しについて、現役世代の保険料負担の軽減を図り、また、セーフティネットとしての役割を今後も維持していく観点から、長期療養者や低所得者に配慮しつつ自己負担限度額の見直しが予定されている。

4. 歳入に関すること

- (1) 後期高齢者医療保険料は、保険料負担金と同額の2億9,756万4千円を計上しており、対前年1,740万3千円の増（6.2%増）となっている。

- (2) 一般会計繰入金は、対前年822万6千円増の9,680万5千円（事務費繰入金1,128万3千円、保険基盤安定繰入金8,552万2千円）を計上している。なお、

保険基盤安定繰入分の3/4は県負担金の交付を受ける。

- (3) 令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に向けて、後期高齢者医療システムの改修等に係る子ども・子育て支援事業費補助金592万9千円を計上している。
- (4) 標準準拠システム（国が策定する統一的な基準に適合した情報システム）への移行に係るデジタル基盤改革支援補助金2,949万1千円を計上している。

5. 歳出に関すること

- (1) 広域連合納付金は、広域連合から示された計算式に基づき、令和8年度県下保険料見込額及び保険基盤安定負担金見込額に香美町占有率等（保険料負担金は令和6年度実績、保険基盤安定負担金は令和7年度実績）を乗じて算定し、保険料負担金2億9,756万4千円、保険基盤安定負担金8,552万2千円で、対前年2,416万5千円増の3億8,308万8千円（延滞金1千円、繰越金負担金1千円含む）を計上している。
- (2) 子ども・子育て支援金制度の施行に向けて後期高齢者医療システムの改修等に係る委託料592万9千円を計上している。
- (3) 標準化法に基づき、後期高齢者医療システムを標準準拠システムへの移行に係る委託料2,830万3千円を計上している。
- (4) 標準準拠システムの利用料118万8千円を計上している。

介護保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

介護保険事業を社会全体で支え合うことで、介護が必要な人に、本人やその家族の意向に沿った介護サービスが受けられる供給体制を推進することを目的とし、事業の健全な運営を図るために必要な予算を計上している。

地域支援事業においては、高齢者が要介護状態となることを予防し、社会に参加しつつ、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける環境である「地域包括ケアシステム」の充実を目的とし、包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

2. 予算総額 25億4,208万9千円（対前年 2,931万6千円増、1.2%増）

3. 歳入に関すること

介護保険料については、第9期介護保険事業計画値を基に設定し、低所得者の保険料軽減のため、国1/2・県1/4・町1/4の公費負担により、1,798万6千円を一般会計から繰り入れることとしている。

また、保険給付費等の財源として1,263万3千円を基金から取り崩すこととしている。

4. 歳出に関すること

(1) 総務費

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和8年度末までに標準化の対象となる介護保険システムを標準化仕様に準拠したシステムに移行するため、標準化対応に係る委託料5,066万6千円、また令和7年度税制改正及び令和9年4月に施行が予定される介護保険の制度改正等に係る既存システム改修委託料2,385万7千円を計上する。

(2) 保険給付費

令和7年度の利用者の実績見込み及び第9期介護保険事業計画値を基に設定する。

認定者数は前年に比べ2人増と横ばいの状態であり、介護サービス等諸費全体で対前年比△5,066万9千円減（△2.6%減）、介護予防サービス等諸費全体で対前年比1,173万5千円増（16.5%増）、特定入所者介護サービス等費全体で対前年比△3,750万円減（△5.4%減）としている。

(3) 地域支援事業費

① 介護予防・生活支援サービス事業費（1億108万8千円）

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを継続実施する。

② 一般介護予防事業費（1,153万円）

地域リハビリテーション活動支援事業の充実、住民主体で行われる介護予防サポーターの養成及び元気体操サークルの全町展開、自立支援サポート体制の充実など、効果的な事業展開を図る。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費（6,060万4千円）

地域包括支援センターに配置した介護支援専門員の人件費などを計上する。
要援護高齢者の「自立支援」の観点から適正なケアマネジメントを行うことで介護予防及び重度化防止を図る。

④ 在宅医療・介護連携推進事業費（757万2千円）

医療・介護に係る関係者の連携に関する強化により、医療と介護の一体的な提供を図る。

また、町内の医療機関、介護事業者に対しICT技術を活用した事業者間のネットワークについての支援を継続し、生産性の向上を図る。

⑤ 認知症総合支援事業費（1,044万円）

認知症サポート医を含む多職種協働による認知症対策の充実を図る。

また、認知症高齢者等の見守り体制及び所在が不明になった場合に早期に発見することを目的としたGPS端末の利用促進を継続する。

財産区特別会計（長井財産区）

1. 事業の目的と編成の趣旨

長井財産区の適正な管理運営を行う。

2. 予算総額 111万2千円（対前年 △45万5千円減、△29.0%減）

3. 歳入に関すること

財産区有土地貸付収入として33万9千円（前年と同額）を見込んでいる。

4. 歳出に関すること

長井地区区長会が実施する事業に対して交付する補助金52万円（対前年△37万円減、△41.6%減）などを計上している。

町立地方卸売市場事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

町立地方卸売市場を運営するため特別会計を編成している。

事業が皆無であることから本来の事業収入が見込めず、一般会計からの繰入金により運営を行っている。

2. 予算総額 43万4千円（対前年 △77万5千円減、△64.1%減）

3. 歳入に関すること

当該施設の維持管理に要する歳出経費に対して、収入が不足するため、一般会計繰入金43万3千円、繰越金1千円を見込んでいる。

4. 歳出に関すること

当該施設の維持管理等に要する経費43万4千円を計上している。

5. その他

当該施設のせり場は、昭和56年から主に巻き網漁業に使用されてきたが、巻き網漁業者の廃業に伴い、平成21年9月以降は未使用となっている。

今後の活用方法については、平成29年7月に発足した「香美町の水産を考える会」により検討を進めている。

公立香住病院事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

地域の中核的な医療機関として、地域住民が安心して医療及び介護を受けられる環境を整備し、医療・福祉・介護の連携を図りながら、公的医療機関の役割を果たすことを目的としている。

町民に信頼され、安全で安心できる質の高い医療を提供していくため、引き続き医師及び医療技術者の確保に全力で取り組むとともに、公立香住病院経営強化プランに基づき、患者数及び利用者数の増加、さらには収入増加などの対策により経営の効率化を図り、働き方改革への対応など、直面している最重要課題に的確に対処し、将来にわたり持続可能な病院経営を目指す。

2. 収益的収入及び支出

収入 16億6,172万円（対前年 4,636万円増、2.9%増）

支出 17億799万7千円（対前年 6,422万3千円増、3.9%増）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

① 医業等の収益については、業務の予定量、単価等を考慮している。

区 分	業務の予定量	業務の単価	利用率
病院事業収益	入院) 13,870人	入院)	入院) 79%
	うち一般病床 9,910人	一般病床 30,000円	
	うちケア病床 3,960人	ケア病床 33,000円	
	外来) 53,020人	外来)	
	うち一般 47,020人	一般外来 9,000円	
	うち透析 6,000人	人工透析 28,500円	
介護老人保健施設収益	入所) 15,600人	入所) 10,200円	入所) 89%
訪問看護ステーション収益	2,700人	7,500円	
居宅介護支援事業収益	480人	10,000円	

② 一般会計からの繰入金は、運営経費に対するものとして3億4,525万6千円を計上している。

(2) 支出に関すること

① 診療体制は、常勤医師8人（総合診療科4人、胃腸科2人、小児科1人、耳鼻咽喉科1人）及び非常勤医師4人（総合診療科2人、整形外科1人、泌尿器科1人）計12人の医師で診療を予定している。また、総合診療科に1人（週1回）、小児科に3人（週1回）、耳鼻咽喉科に1人（月2～3回）、婦人科に1人（月1回）、精神科に1人（月2回）の支援医師により外来診療機能

の維持確保を図る予定としている。

- ② 総合診療専門研修医師の受入れに係る経費を計上している。
- ③ 地域医療研修医師の受入れに係る経費を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 1億3,433万3千円（対前年 △3,882万6千円減、△22.4%減）

支出 2億84万3千円（対前年 △3,778万1千円減、△15.8%減）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、建設事業費に690万円、医療機械購入費に2,600万円、器具備品購入費に40万円の計3,330万円を見込んでいる。
- ② 一般会計出資金は、企業債元金償還金に8,825万円、建設改良費に1,250万円の計1億75万円を見込んでいる。
- ③ 補助金は、医療扶助オンライン資格確認導入助成金28万3千円を見込んでいる。

(2) 支出に関すること

- ① 令和8年度の建設改良費は、エレベーター開閉装置改修工事のほか、観察室ルームエアコン工事など建設事業費に913万3千円、臨床検査システムなど医療機械購入費に2,703万2千円、公営企業会計サーバ更新や薬品保管冷蔵庫など器具備品購入費に1,057万8千円、車両運搬具購入費に596万9千円の計5,271万2千円を見込んでいる。
- ② 企業債元金償還金として1億4,237万1千円を見込んでいる。
- ③ 医師修学資金貸与1件216万円、医療技術者修学資金貸与5件360万円を見込んでいる。

水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

水道施設の計画的・効果的な整備と適切な維持管理を行い、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、次の方針に基づく予算編成を行う。

- (1) 水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (2) 安全安心な水の安定供給を推進するため、水質対策及び老朽設備の更新整備を実施する。

2. 収益的収入及び支出

収入 5億3,674万円（対前年 △3,736万1千円減、△6.5%減）

支出 6億1,855万2千円（対前年 △1,695万3千円減、△2.7%減）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 水道使用料は、3億2,989万8千円（対前年△207万9千円減、△0.6%減）の収入を見込んでいる。
- ② 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として8,211万2千円（対前年△292万1千円減、△3.4%減）を計上している。このうち7,000万円については、当該年度の資金収支の不足する資金の一部を充足するために計上するものである。
- ③ 長期前受金戻入として8,843万3千円（対前年△260万6千円減、△2.9%減）の減価償却相当収益化分を計上している。
- ④ 企業債として500万円（対前年△3,000万円減、△85.7%減）の公営企業施設等整理債を計上している。これは、水道施設等整理事業として、矢田橋添架管撤去工事の財源にあてるために計上する。

(2) 支出に関すること

- ① 水道施設維持管理等に係る経費2億6,779万円（対前年1,084万7千円増、4.2%増）、企業債利子等償還に係る経費3,153万円（対前年△11万円減、△0.3%減）を計上している。
- ② 減価償却費として3億589万4千円（対前年△194万3千円減、△0.6%減）を計上している。
- ③ 資産減耗費として555万2千円（対前年△3,256万5千円減、△85.4%減）を計上している。このうち500万円については、矢田橋添架管撤去工事に係る撤去費（現金支出を伴う）として計上する。

4. 資本的収入及び支出

収入 1億3,723万円（対前年 △1億3,627万円減、△49.8%減）

支出 2億8,919万4千円（対前年 △1億4,337万3千円減、△33.1%減）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、建設改良に係るものとして8,080万円（水道事業債5,730万円、辺地対策事業債800万円、過疎対策事業債1,550万円）を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として5,142万9千円を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 原水及び浄水設備費（2,320万円）
 - ア) 水質対策として、次亜塩素酸注入ポンプ及び浄水濁度計の更新に必要な経費を計上している。
 - イ) 御崎水系の送水ポンプ、丸味水系の取水ポンプ及び熊波浄水場の排水ポンプの更新に必要な経費を計上している。
 - ウ) 老朽施設対策として、浄水場内の防護柵の更新に必要な経費を計上している。
- ② 配水設備費（6,389万1千円）
 - ア) 森水系（上計、浦上地内）において、水圧確保及び配水能力向上のため、配水管の連結工事に必要となる経費を計上している。
 - イ) 森水系の第1配水池において、階段設置のための経費を計上している。
 - ウ) 鎧加圧ポンプ場及び和池第1加圧ポンプ場において、送水ポンプの更新に必要な経費を計上している。
 - エ) 老朽施設対策として、管路更新に係る委託費及び計測設備更新等に必要な工事請負費を計上している。
- ③ 営業設備費（64万5千円）

量水器及び工具、器具購入に要する経費を計上している。
- ④ 企業債償還金（2億145万8千円）

企業債元金償還に要する経費を計上している。

下水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

下水道施設の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るため、次の方針に基づく予算編成を行う。

- (1) 下水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (2) 上計地区の新規加入申請に伴い、上計地区污水管渠布設工事を実施する。

2. 収益的収入及び支出

収入 13 億 4,953 万 5 千円 (対前年 3,720 万 5 千円増、2.8%増)

支出 11 億 6,322 万円 (対前年 6,203 万 9 千円増、5.6%増)

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 下水道使用料は、3 億 4,049 万円 (対前年△164 万 9 千円減、△0.5%減) の収入を見込んでいる。
- ② 他会計負担金は、一般廃棄物 (し尿、浄化槽汚泥) を香住浄化センターで受入、処理するための経費の負担分として、一般会計負担金 919 万 3 千円を計上している。
- ③ 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として 6 億 9,848 万円 (対前年 3,918 万 1 千円増、5.9%増) を計上している。
- ④ 長期前受金戻入として 2 億 9,559 万 3 千円 (対前年△106 万 6 千円減、△0.4%減) の減価償却相当収益化分を計上している。
- ⑤ 企業債として 500 万円 (対前年 100 万円増、25.0%増) の公営企業施設等整理債を計上している。これは矢田橋下水道管撤去工事 (営業費用中の資産減耗費) の財源にあてるために計上する。

(2) 支出に関すること

- ① 下水道施設維持管理等に係る経費 4 億 1,069 万 6 千円 (対前年 5,902 万円増、16.8%増) を計上している。
- ② 減価償却費として 6 億 778 万 5 千円 (対前年△405 万 6 千円減、△0.7%減) を計上している。
- ③ 資産減耗費として 1,059 万円 (対前年 451 万円増、74.2%増) を計上している。このうち 500 万円については、矢田橋下水道管撤去工事に係る撤去費 (現金支出を伴う) として計上する。
- ④ 企業債利子償還に係る経費 1 億 2,053 万 7 千円 (対前年△83 万 5 千円減、△0.7%減) を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 6億4,860万6千円 (対前年 △1億6,194万1千円減、△20.0%減)

支出 11億8,974万7千円 (対前年 △1億4,931万円減、△11.2%減)

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、建設改良費に係るものとして8,860万円(下水道事業債4,010万円、辺地対策事業債440万円、過疎対策事業債4,410万円)、元金償還に係るものとして4億1,190万円(資本費平準化債3億9,000万円、特別措置分2,190万円)を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として1億4,610万5千円を計上している。

(2) 支出に関すること

① 管渠整備費(1,340万円)

ア) マンホールポンプ場水中ポンプ等機械設備更新事業

【特定環境保全公共下水道事業】1か所(小代北処理区)

【農業集落排水事業】1か所(山田処理区)

イ) 下水道管布設工事等

【特定環境保全公共下水道事業】2か所(柴山処理区2)

② ポンプ場整備費(550万円)

【公共下水道事業】1か所(香住処理区)

③ 処理場整備費(6,970万2千円)

ア) 各浄化センターにおける機械設備で、経年劣化による運転能力低下等で適正な維持管理に支障をきたしているものについて、当年度、更新工事を実施する。

【公共下水道事業】

香住浄化センター

【特定環境保全公共下水道事業】

佐津浄化センター、柴山浄化センター、村岡浄化センター

【農業集落排水事業】

奥佐津浄化センター、神場浄化センター

【漁業集落排水事業】

鎧浄化センター

【小規模集合排水処理事業】

境浄化センター、作山浄化センター

【コミュニティプラント事業】

安木浄化センター、余部浄化センター、相谷浄化センター、御崎浄化センター

イ) 御崎浄化センターの用地を取得するにあたり、用地購入費を計上してい

る。

④ 企業債償還金（11 億 114 万 5 千円）

企業債元金償還に要する経費を計上している。

国民宿舎事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

国民宿舎「ファミリーイン今子浦」の管理運営のため、次の方針に基づく予算編成を行う。

- (1) 利用者に対して良好なサービスの提供を行うために必要となる施設の管理、指定管理者による円滑な施設運営等に重点を置くものである。

2. 収益的収入及び支出

収入 294万7千円（対前年 △171万6千円減、△36.8%減）

支出 1,185万円（対前年 △144万円減、△10.8%減）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 施設使用料は、地方自治法に基づく利用料金制の導入により、指定管理者自らの収入としていることから、本会計には計上していない。
- ② 長期前受金戻入として22万円（対前年△46万6千円減、△67.9%減）の減価償却費相当収益化分を計上している。
- ③ 雑収益としては、施設使用料12万円（前年と同額）、指定管理者納付金204万円（前年と同額）等を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 施設経営費として、30万4千円（前年と同額）を計上している。
- ② 減価償却費として、1,154万円（対前年△144万円減、△11.1%減）を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 473万3千円（対前年 △1,366万9千円減、△74.3%減）

支出 715万円（対前年 △1,320万円減、△64.9%減）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 出資金として473万2千円を計上している。
- ② 固定資産売却代金1千円を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 施設整備費（空調設備改修）715万円を指定管理料として計上している。
※指定期間内（令和8から9年度）における施設整備費に充当するため支出する指定管理料の債務負担行為限度額を965万円と定めている。